

「あきる野市いじめ防止対策推進条例」の概要

目的（条例第1条）

- いじめの防止等のための対策について、基本理念を定めます。
- 市、教育委員会、学校・教職員、保護者、市民・事業者の役割を明らかにします。
- いじめの防止等のための対策について基本的な事項を定めます。
- 以上を踏まえて、いじめの防止等の対策を総合的、効果的に進めていきます。

基本理念（条例第3条）

- いじめが学校の内外を問わず行われなくなるようにしなければなりません。
- 児童等が、自他を大切に、互いの違いを認め合う中で、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにします。
- 学校は、組織的にいじめ防止対策に取り組みます。
- 学校だけでなく市、地域住民、家庭その他の関係者は、連携して、社会全体でいじめ問題を克服します。

市の役割（条例第5条）

- 市民やいじめ防止に関する機関及び団体と連携して、いじめ防止のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進します。

いじめ防止のための対策を策定するとは？

→ いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「あきる野市いじめ防止基本方針」を定めます。（条例第10条）

いじめ防止に関する機関や団体との連携とは？

→ 学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される「あきる野市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、対策について協議します。（条例第12条）

教育委員会の役割（条例第6条）

- 基本理念にのっとり、学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を行います。

学校及び教職員の役割（条例第7条）

- 児童等の保護者や地域住民、その他の関係者と連携し、学校全体で、いじめ防止等の対策を取り組みます。
- 児童等がいじめを受けていると思われたときは、適切かつ迅速に対処します。

保護者の役割（条例第8条）

- 保護する児童等がいじめをしないように、規範意識を養うための指導をするように努めます。
- 保護する児童等がいじめを受けた場合は、いじめから保護します。
- 市や学校のいじめ防止等の取組に協力するよう努めます。

市民及び事業者の役割（条例第9条）

- 児童等の見守りや声掛け等を行って、児童等が安心して過ごせる環境をつくるよう努めます。
- 児童等がいじめを受けていると思われるときは、市や学校等に連絡するよう努めます。